

会計制度研究会（第4回）議事要旨

日時：平成31年2月12日（火）13：30～16：30

場所：主計局第三局議室

出席委員：藤谷座長、有川委員、石田委員、片桐委員、川澤委員、楠委員

事務局出席者：阿久澤法規課長、照井法規調査官、奈木野補佐、西川補佐

議題：第2・3回研究会における意見について

（予定価格の上限拘束性について（その3））

公共調達に付随する政策への活用について（その1））

【第2・3回研究会における意見について】

- 価格評価の中で適正価格が挙げられているが、これは、予定価格と最低価格との中で価格を決めることを指しているのであって、枠が適正であり上限が適正であることを示しているものではない。適正かつ合理的な価格＝予定価格という解釈は考え直す必要がある。
- 競争環境が整っているのであればその中で調整されるが、常にそのような環境が整っているわけではない。合理的妥当な価格と、これ以上では契約しないという価格が違うことを想定し、国民に対する説明責任を発注者が果たすため、これ以上では契約しないという価格を作る必要がある。
- 評価の基準は一点である必要がある。市場価格は案件一つ一つで条件が異なるので、同じ取引でも1件1件で異なる。評価価格は、適正と思った価格を積み上げていくのが合理的ではないか。
- 価格が適正かどうかは、競争を通して判断することとなるが、市場価格を積み上げるとした場合でも、将来の競争を予想できないため、暫定的な価格とならざるをえない。
- 評価基準の機能として、上振れのみを許さないというのが問題か。
- 予算管理の意味合いが昭和24年の改正で異なっていることを踏まえる必要がある。改正前は、「支払計画」のみで、実質的に債務負担統制が行われず、支払いの段階での統制だった。改正後は、「支出負担行為制度」で債務負担、契約の段階でも統制され、これを意識して、契約に先立つ「予定価格」が強調されたのではないか。
- 上限拘束性の問題は、テクニカルな面では手続きのやり直しが手間であること。また、理念レベルでは、競争によって適正な価格を発見することがあるべき調達の在り方なのに、現実にはそれが適正な価格であるはずと関係者の認識が収れんした結果、競争環境が整わないということ。
- 予定価格の設定の仕方が時代に対応していないのではないか。客観的に適

正な価格を作れないのだとすると、一定の価格を超えたら対国民への説明責任の観点で契約してはならない価格とすればよいのでは。

- 総合評価の場面において、質と価格の両面を評価している。例えば、価格を評価する際、予定価格の超過を減点して評価する方法も考えられる。価格と質の両面を評価して、より効果的・効率的な調達を目指す調達案件において、予定価格の上限拘束性をどこまで重視するのかということ。そうすると、一律全ての調達案件の上限拘束性が問題とはならないのではないか。
- 技術提案をさせて交渉させるパターンでは、（予算に関係なく）一番良い提案した者が有利となるが、ある程度予算枠にはめて提案させることでうまい具合にやっている。
- 予定価格について、現場で何ができるかを考え、最終的に予定価格が決まる。その前から国庫の相場観を持ちうる。この相場観は予算編成に効くのか。
- すべてが予算の段階において予定価格ベースで決まっているわけではない。他方、調達ラインによってはそれがいくらかかるか予算上の積算になるものもある。
- 上限拘束性の意味での予定価格は、特命随契においては、発動することがあり得ないのではないか。予定価格は形だけで、発注者の中で持っているだけなのではないか。
- 調達の計画をする段階で、発注者が自分たちの回答をある程度持っていて、その回答を持っている中で競争をするのか、その回答通りにやるのかというものなのではないか。
- （予定価格の機能としての）内部統制とは、内部での適正性、予算や調達の関係の適正性を求めて、説明責任を果たさせる仕組みではないか。その意味での、予定価格の機能は一般入札にもあるが、その機能は、上限拘束性と連動させなければいけないのかが次の課題である。
- 一番難しいのは、総合評価における予定価格の上限拘束性に関する問題である。総合評価は価格面だけではないので、予定価格より上の価格になった場合でも、国民への説明責任を果たす可能性が出てきてしまう。
- 設計施工一括方式での調達の場合、そもそも設計があって予定価格が決まって施工があるという前提なのに、予定価格を最初に決めなければならない。多様な調達方式においては、旧来の制度設計の中では説明できないような問題もでてきている。

【公共調達の付带的政策への活用について】

- 経済性とは多義的な概念。広く一定の政策・目的を追求するにあたって、効率的であるかという観点もある。他の行政目的を達するための内容を契約制

度に含めた場合、経済性の原則の確保ができなくなり、会計法令上の経済性の原則をどうしていくか。

- 他の目標を入れた時には、その目標を経済的に一番合理的に達成する一方で、初期設定をどうするのか。予算の枠内で社会的なことをやる根拠をどこに見出すのか、法律か予算か、法的根拠がないものはどうするのか。また、会計法令でも、経済性の原則を100%追及していない制度があるということに配慮しながら、経済性の原則を考える必要がある。
- アメリカでは、一定の低い金額の契約について女性の企業等に優先的に発注するという仕組みがあり、様々な政策手段がある中で、どれが経済性にかなうのか、政府全体の経済性と、そのものを安く買うという経済性を考えた結果、そのような手段が採られている。ただ、アメリカでも女性が経営している企業間で競争させており、競争性や経済性を追求するということは、求められるのではないか。
- あくまでも公共調達とは、公共政策を遂行するための手段であり、その適正性を確保するための4大要請（公正性、透明性、経済性、履行の確実性）があるとされる。公共調達に他の政策目的も含めたときに、公共調達の4大要請が担保されるのかという問題がある。
- 政策目的が一つだけというのであれば、実効性もあるのかもしれないが、複数の政策目的がある場合、その中での優先度というのはどうするのか。
- 付随的政策に関する法律は、一般的には、事業者に対しても一定義務や努力義務を課すわけで、国が調達するときに、供給者側に対して法令遵守を担保すれば、政策目的を達成できるのではないか。付随的政策で何をねらうのかという制度の仕組み方の問題ではないか。
- ある政策目的のために最も利く手段は何かという意味での効率性なり経済性というのが、基本的な価値としてある。他方、広義の経済性を法制度の面でのように評価していくのか。広義の経済性をどう法的にコントロールするのか、政治的、実体法との関係など、調整をどのように考えるのか。
- 経済性だけではなく、公正性、透明性の価値をどのように整理しているのか。
- 付随的政策を実現する段階も様々ある。調達目的とするのか、特別なスペックを組んで、特定の業界の保護を図るのか、地域案件（条件付一般競争）を設けるのか。
- よく議論になるのは、入札の参加資格という入口の段階で選別を行うのか、その後の評価で選別するかという、2つの方法があること。
- 入札参加資格の方は、入り口で目的を設定するので関係性が見えやすいのだが、業者を選ぶ段階でやってしまうと、例えば女性参画度と他のところの女性参画度を比較しなければならない点などが難しいのではないか。

- アメリカは入り口から仕分けするというスタイルで、金額により、統計的に経済的に貧困な地域をいくつか選んで、この企業に発注するプログラムを組んで9年間で自立できるようにする。入口と出口をしっかりと設定して発注をしている。日本の官公需法のように広く抽象的な者を対象としているのではなく、対象者を絞って公金を支出して、それ以外のサポートも行った上で、その効果検証というのはきちんとやっている。それはある意味、補助金と似たような形。
- アメリカの防衛調達の場合、民間1者で防衛産業を担わせるのはあり得ないので、常に競争させて、2者以上はリソースを持っているという状態。個別の競争で安くするとか合理的にするとかというのではなく、発注機関が常に自分たちが優位に立つということを徹底している。
- 公正性や透明性を害しているという問題について、会計検査院は、どのように意見や指摘をするのか。
- 法的側面からは見ないのではないかと。会計検査院は、例えば女性の促進が図られていないのではないかとするのは簡単に言えるが、目的と割り付けられた予算を適切に執行していれば、それ以上は違法だとは言わないのではないかと。
- 国であれば、各省でやりたい政策が違っていて、それぞれがお付き合いとしてやっている状況で、それぞれが打ち消し合ってしまうのではないかとという問題もある。それによって、割高な調達や優れた者ではない者が入ってきてしまうといったときに、公正性は別の問題として、会計法令上の経済性が損なわれてしまう。
- 外務省の庁舎を全部、省エネ化するというのは、単年度で経済性の原則と照らすと経済的ではないのだろうが、長期的にみれば経済性を達成できるという判断かもしれない。
- それは単年度の庁費に反映されて、予算としては正当性を持っているはずなので、あまり問題ではないと思う。
- 総合評価方式の中で、様々な政策目的が入ってきてしまい、コントロールできなくなる。それが、経済性の原則の問題なのか、総合評価方式の問題なのか。
- 総合評価の評価項目に入れるというのは、何かしらの根拠があるはず。それが閣議決定なのかもしれないが、それをどのようにコントロールするのかというのが問題であって、法律中心で決定されるのが望ましい。
- 公共調達の四大要請は、経済性の原則を中心にするのではないという理解である。
- 付带的政策と会計制度上の原則は、別々に考えるべきではないか。

以上